

# 藤鳶工業株式会社 環境経営レポート

2024 年度版

(2023 年 11 月～2024 年 10 月)

発行日：2025 年 05 月 02 日



®環境省

エコアクション21

認証番号 0004369

## 内容

1	組織の概要	3
1.1	会社概要	3
1.2	エコアクション 21 認証・登録範囲	3
1.3	環境管理責任者氏名及び担当者連絡先	3
1.4	実施体制	4
2	事業概要	5
2.1	とび・土工工事部門	5
2.1.1	特定建設業、とび土木工事業、鉄骨・足場組立工事業	5
2.1.2	木くず又はがれき類の破碎施設（移動式）	6
2.2	廃棄物処理部門	6
2.2.1	美ノ郷リサイクルセンター	7
2.2.2	世羅リサイクルセンター	9
2.3	リサイクル部門	9
2.3.1	工業団地リサイクルセンター	9
2.3.2	愛媛リサイクルセンター	10
2.3.3	倉敷リサイクルセンター	10
2.4	廃棄物収集運搬業・処分業の許可の内容	11
2.5	処理実績	14
2.6	建設現場から排出された産業廃棄物	16
3	環境経営方針	17
4	環境経営目標と環境経営計画及びその実績、取組結果、評価	18
5	中期環境経営目標	20
6	環境保全への取り組み	21
7	環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無	22
8	代表者による全体評価と見直し・指示	22

## 1 組織の概要

### 1.1 会社概要

- ▶ 事業所名 : 藤鷲工業株式会社
- ▶ 代表者名 : 代表取締役 藤原 健司
- ▶ 所在地
  - ▶ 本店（登記上） : 〒722-0022 広島県尾道市栗原町 9650 番地の 9
  - ▶ 本社 : 〒722-0022 広島県尾道市栗原町 9650-2
  - ▶ 美ノ郷リサイクルセンター : 〒722-0212 広島県尾道市美ノ郷町本郷 4558
  - ▶ 世羅リサイクルセンター : 〒722-1202 広島県世羅郡世羅町大字安田字堂風呂 1002-22
  - ▶ 工業団地リサイクルセンター : 〒722-0212 広島県尾道市美ノ郷町本郷 2485
  - ▶ 愛媛リサイクルセンター : 〒791-0314 愛媛県東温市松瀬川乙 1020-19
  - ▶ 倉敷リサイクルセンター : 〒710-0034 岡山県倉敷市粒江 1988-3
  - ▶ 米子営業所 : 〒683-0251 鳥取県米子市兼久上新田 697 番 1
- ▶ 設立 : 昭和 45 年 3 月
- ▶ 資本金 : 2,500 万円
- ▶ 全従業員数 : 39 名（内パート・アルバイト等 6 名）
- ▶ 売上高 : 7 億 4,900 万円（2023 年 11 月～2024 年 10 月）
- ▶ 建設現場の工事件数 : 224 件

### 1.2 エコアクション 21 認証・登録範囲

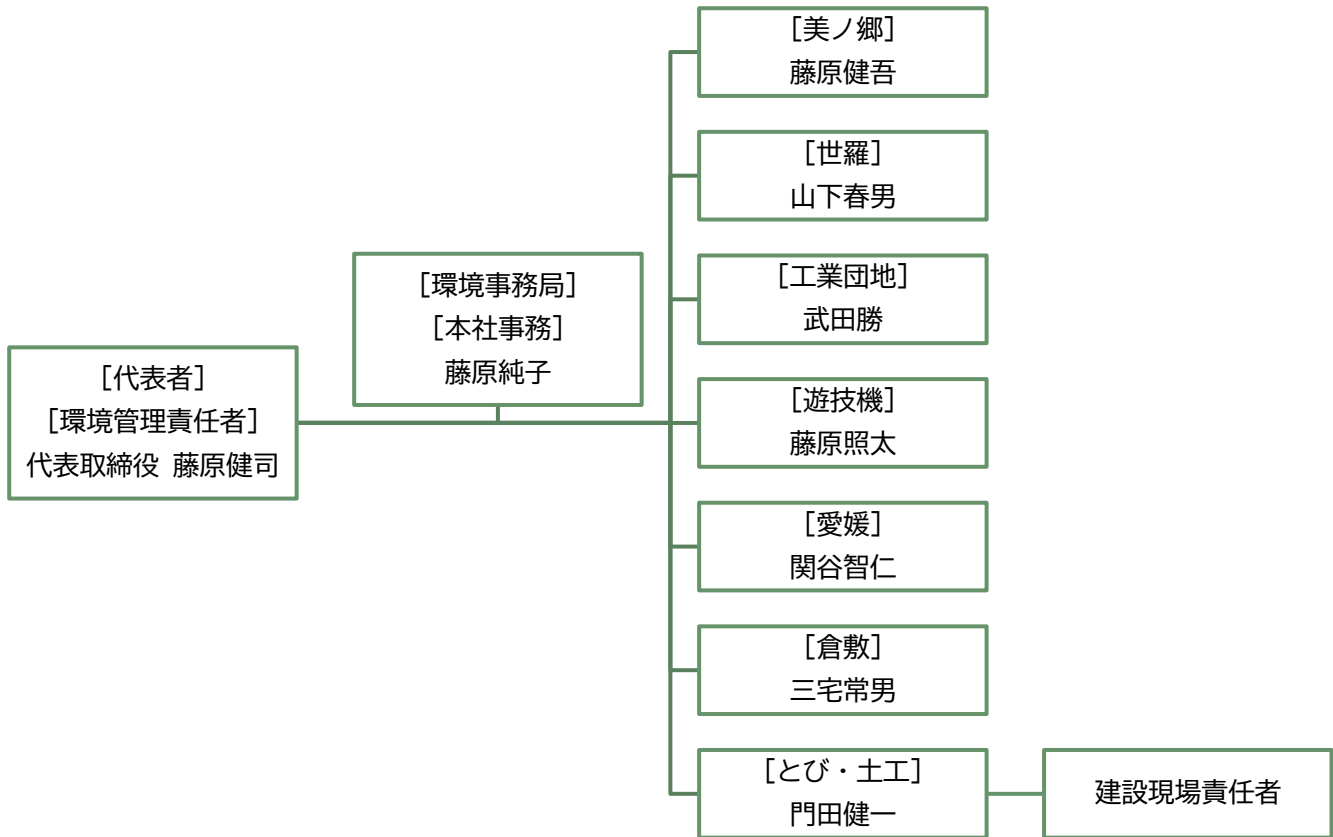
- ▶ 事業者名
  - ▶ 藤鷲工業株式会社
- ▶ 事業活動
  - ▶ 特定建設業（とび・土工工事業等）、リサイクル事業、産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業（中間処理・最終処分）、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業（中間処理）
- ▶ 対象事業所
  - ▶ 本社、美ノ郷リサイクルセンター、世羅リサイクルセンター、工業団地リサイクルセンター、愛媛リサイクルセンター、倉敷リサイクルセンター
  - ▶ 2025 年 1 月 31 日付で産業廃棄物処理施設変更許可証が発行された米子営業所は認証範囲ではありません。2027 年夏頃の認証を目指します。

### 1.3 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

- ▶ 環境管理責任者 : 代表取締役 藤原 健司
- ▶ 環境事務局長 : 本社事務総括責任者 藤原 純子
- ▶ 連絡先 : 〒722-0022 広島県尾道市栗原町 9650-2  
TEL : 0848-23-4616 FAX : 0848-22-3117

## 1.4 実施体制

### (1) 環境活動体制図



### (2) 責任及び権限

#### 1. 代表者

- ▶ 環境経営に関する統括責任
- ▶ 環境経営システムの実施及び管理に必要な、人、設備、費用、時間、技能技術者の用意
- ▶ 経営における課題とチャンスの明確化
- ▶ 環境経営方針の策定、見直し、及び全従業員への周知
- ▶ 環境経営目標の承認
- ▶ 代表者による全体の評価と見直し、指示の実施

#### 2. 環境管理責任者

- ▶ 環境経営システムの構築、実施、管理
- ▶ 環境関連法規等登録簿、環境経営計画書の承認
- ▶ 環境活動の取組結果の代表者への報告
- ▶ 環境経営レポートの作成

#### 3. 環境事務局

- ▶ エコアクション 21 の推進事務局
- ▶ 環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施
- ▶ 環境関連法規制等登録簿の作成、遵守状況の確認
- ▶ 環境経営計画の実施状況の確認
- ▶ 環境関連の外部コミュニケーションの窓口

#### 4. 部門長

- ▶ 自部門における環境経営システムの実施
- ▶ 自部門の従業員に対する教育・訓練の実施
- ▶ 自部門の問題点の発見、環境管理責任者への報告、是正処置の立案と実施

#### 5. 建設現場責任者

- ▶ 各建設現場における環境経営システムの実施
- ▶ 各建設現場の従業員および協力会社に対する教育・訓練の実施
- ▶ 各建設現場の問題点の発見、部門長への報告

#### 6. 協力会社

- ▶ 各建設現場における環境への取組の重要性の自覚
- ▶ 決定事項の遵守、自主的・積極的な環境活動への参加

#### 7. 全従業員

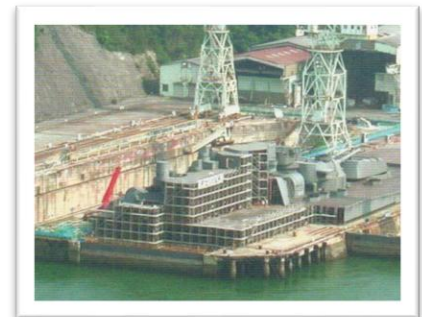
- ▶ 環境経営方針の理解と環境への取組の重要性の自覚
- ▶ 決定事項の遵守、自主的・積極的な環境活動への参加

## 2 事業概要

### 2.1 とび・土工工事部門

#### 2.1.1 特定建設業、とび土木工事業、鉄骨・足場組立工事業

- ▶ 特定建設業の許可（国土交通大臣 許可（特-1）第 25311 号）
  - ▶ 許可の有効期限 令和 11 年 5 月 8 日まで
  - ▶ 建設業の種類 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業、解体工事業



## 2.1.2 木くず又はがれき類の破碎施設（移動式）

### 処理方式と廃棄物の種類

#### ▶ 破碎

- ▶ ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず、がれき類

### 処理能力

- ▶ 構造又は処理方式：自走式ジョーククラッシャー（ZR420JC）
- ▶ 設置場所
  - ▶ 鳥取県米子市兼久上新田 697 番 1
  - ▶ 鳥取県内における建設工事現場又は解体工事現場内（鳥取市内、岩美町内、若桜町内、智頭町内及び八頭町内を除く排出事業場に限る）
- ▶ 処理能力
  - ▶ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：296.8t/日（55.7t/時間×8時間）
  - ▶ がれき類：445.6t/日（37.1t/時間×8時間）
- ▶ 許可番号：第 202400267675 号
- ▶ 許可の年月日：令和 7 年 1 月 31 日
- ▶ 許可の有効期限：令和 11 年 6 月 10 日

## 2.2 廃棄物処理部門

#### ▶ 業務内容

- ▶ 産業廃棄物処理業、産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業（アスベストの収集運搬を含む）、一般廃棄物処理業、一般廃棄物収集運搬業、リサイクル事業

#### ▶ 収集運搬車両の種類と台数

- |                |                                    |
|----------------|------------------------------------|
| ▶ 塵芥車          | 3 台                                |
| ▶ 2t 車         | トラック（1 台）                          |
| ▶ 4t 車         | キャブ（3 台）、ユニック付き（1 台）               |
| ▶ 8t 車         | ダンプ（1 台）                           |
| ▶ 10t 車        | ダンプ（5 台）、キャブ（2 台）                  |
| ▶ 小型車          | ダンプ（1 台）、キャブ（1 台）                  |
| ▶ 脱着装置付コンテナ専用車 | 3 台                                |
| ▶ 高所作業車        | 2 台                                |
| ▶ アームロール       | 1 台                                |
| ▶ クレーン         | 45t（1 台）、25t（1 台）、20t（1 台）、7t（1 台） |
| ▶ レッカー         | 5t（2 台）                            |
| ▶ 軽自動車         | トラック（1 台）、箱形（1 台）、乗用車（2 台）         |

## 2.2.1 美ノ郷リサイクルセンター

### 2.2.1.1 最終処分場

#### 処理方式と廃棄物の種類

##### ▶ 埋立て

- ▶ 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類

#### 処理能力

- ▶ 設置場所：広島県尾道市美ノ郷町本郷字大久保山 4558、4559、1175
- ▶ 処理能力：8,148.75 m<sup>3</sup>（埋立て容量）、1,954.36 m<sup>2</sup>（面積）
- ▶ 残余容量：4,217.545 m<sup>3</sup>（2022年3月31日時点）

### 2.2.1.2 中間処理施設

#### 処理方式と廃棄物の種類

##### ▶ 破碎

- ▶ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類

##### ▶ 天日乾燥

- ▶ 汚泥（判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く）

##### ▶ 固化・破碎

- ▶ 汚泥（無機性の建設汚泥であって、土壌の汚染に係る環境基準に適合しているもの限り、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く）

#### 処理能力

##### ▶ 破碎

- ▶ 設置場所：広島県尾道市美ノ郷町本郷字池田山 574-7
- ▶ 処理能力：がれき類（320t/日）
- ▶ 設置場所：広島県尾道市美ノ郷町本郷字大久保山 1175
- ▶ 処理能力：汚泥、がれき類（640t/日）
- ▶ 処理能力：廃石膏ボード（71.4t/日）
- ▶ 処理能力：廃プラスチック類（152t/日）
- ▶ 処理能力：紙くず（5.6t/日）
- ▶ 処理能力：木くず（200t/日）
- ▶ 処理能力：ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず（127.2t/日）
- ▶ 処理能力：繊維くず（22.7t/日）
- ▶ 処理能力：金属くず（71.4t/日）



##### ▶ 天日乾燥

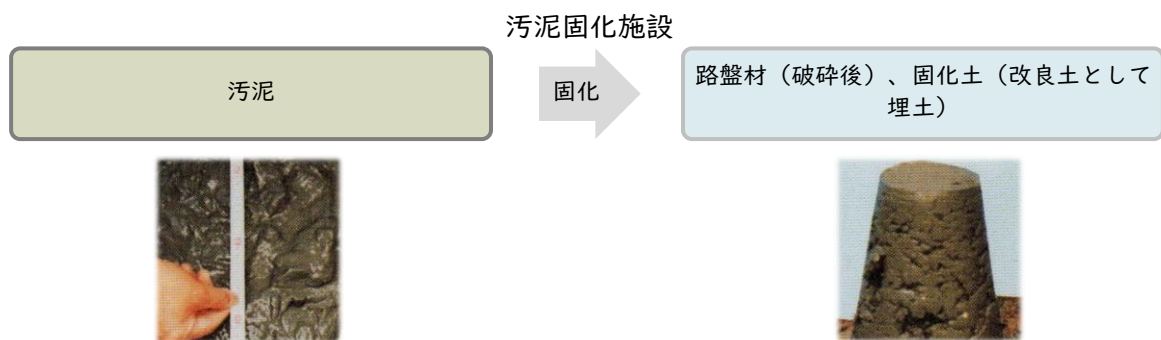
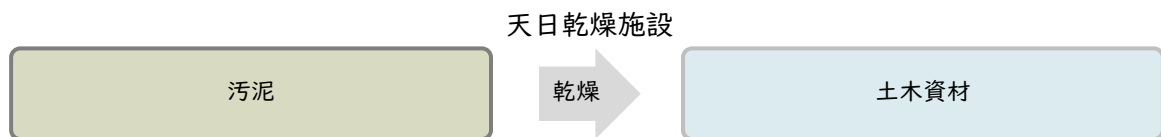
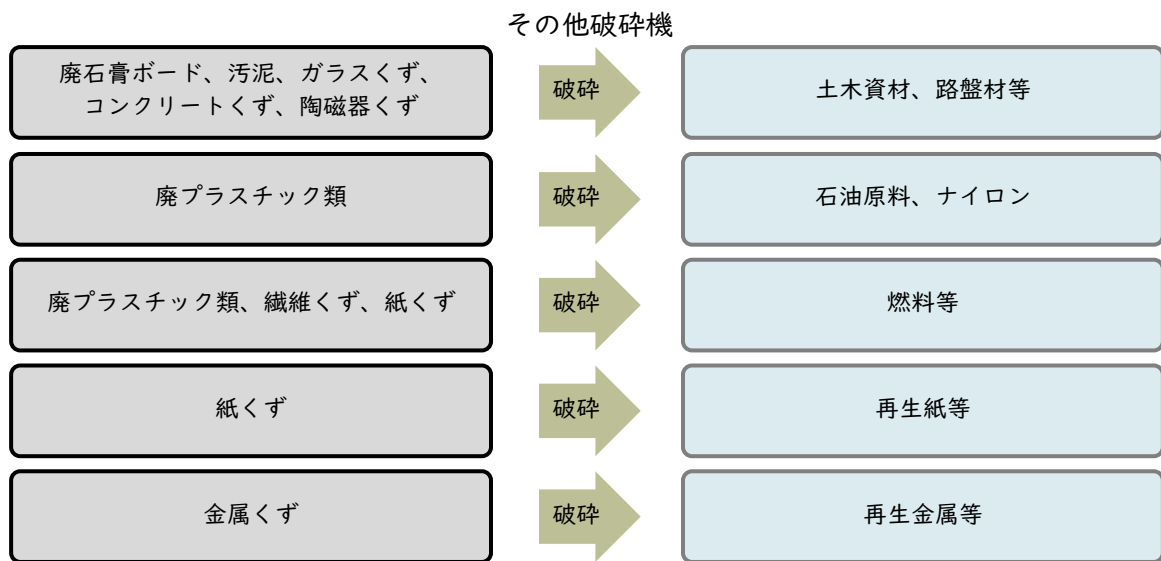
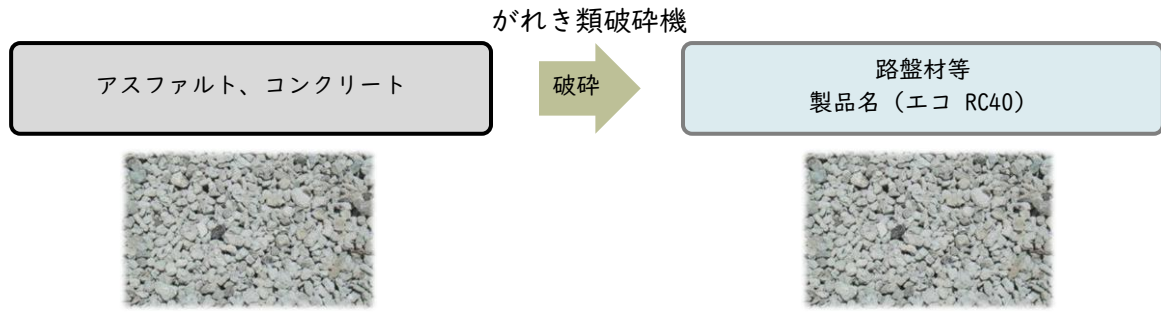
- ▶ 設置場所：広島県尾道市美ノ郷町本郷字梅木迫山 892
- ▶ 処理能力：汚泥（50 m<sup>3</sup>/日）

##### ▶ 固化・破碎

- ▶ 設置場所：広島県尾道市美ノ郷町本郷字梅木迫山 892
- ▶ 処理能力：汚泥（138 m<sup>3</sup>/日）



処理工程図



## 2.2.2 世羅リサイクルセンター

### 処理施設の種類の種類

- ▶ 中間処理 (破碎)

### 処理方式と廃棄物の種類の種類

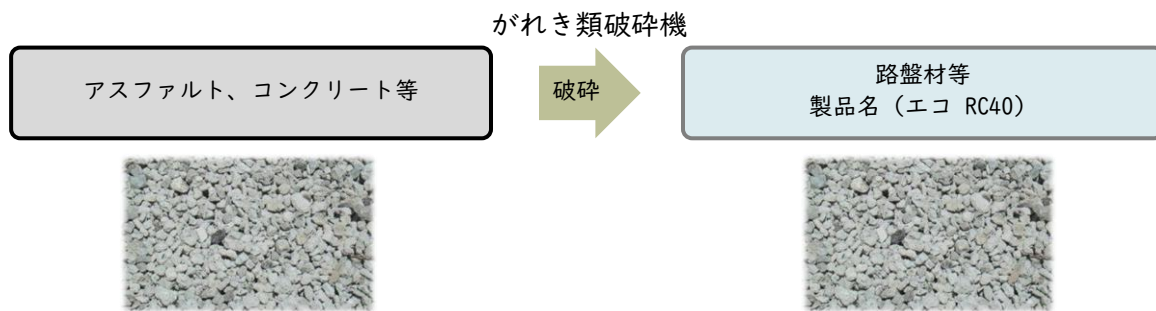
- ▶ 破碎
  - ▶ がれき類



### 処理能力

- ▶ 破碎
  - ▶ 設置場所：広島県世羅郡世羅町大字安田字堂風呂 1002-26、1002-27
  - ▶ 処理能力：がれき類 (50t/日)

### 処理工程図



## 2.3 リサイクル部門

### 2.3.1 工業団地リサイクルセンター

### 処理方式

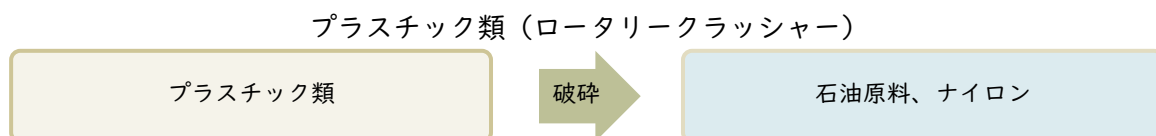
- ▶ プラスチック類の破碎

### 処理能力

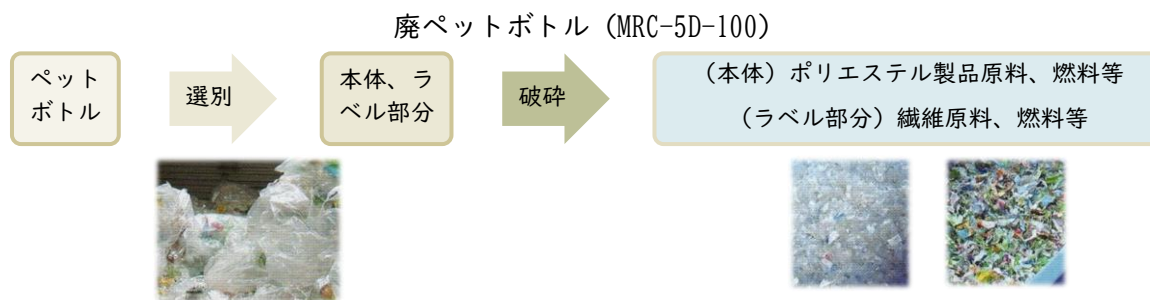
- ▶ 設置場所：広島県尾道市美ノ郷町本郷 2485
- ▶ 処理能力：プラスチック類 (4.73t/日)
- ▶ 処理能力：プラスチック類 (1.60t/日)
- ▶ 処理能力：プラスチック類 (4.26t/日)



### 処理工程図



プラスチックは発熱量が一番高く、化学燃料に変わる貴重なエネルギー源として期待されています。



#### その他の施設、設備

- ▶ 鉄骨、足場、資材等の保管場
- ▶ 自走式ジョーククラッシャーの駐機場
- ▶ 路盤材等（エコ RC40 等）の保管場

### 2.3.2 愛媛リサイクルセンター

#### 施設の概要

- ▶ プラスチック類の集積場です。
- ▶ 購入したプラスチック類を圧縮し、工業団地リサイクルセンターへ運搬します。

### 2.3.3 倉敷リサイクルセンター

#### 施設の概要

- ▶ プラスチック類の集積場です。
- ▶ 購入したプラスチック類を工業団地リサイクルセンターへ運搬します。

## 2.4 廃棄物収集運搬業・処分業の許可の内容

管轄	種類	許可番号	事業の範囲	許可年月日	有効年月日
広島県	産業廃棄物収集運搬業許可証	第3416009712号	<p>&lt;事業の区分&gt; 収集運搬（積替え・保管を含む）</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; [積替え・保管は含まない] 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（廃容器包装に限る）、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、陶磁器くず（廃容器包装に限る）及び鋳さい（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く）</p> <p>[積替え・保管を含む] 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、陶磁器くず及びがれき類（廃プリント配線板、廃ブラウン管及び廃石膏ボードを含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く）</p> <p>{所在地、面積、種類、保管上限}</p> <p>①広島県世羅郡世羅町大字安田字堂風呂 1002-22、14.55 m<sup>2</sup>、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、4.33 m<sup>3</sup>（屋内保管）</p> <p>②広島県世羅郡世羅町大字安田字堂風呂 1002-22、14.55 m<sup>2</sup>、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る）、4.33 m<sup>3</sup>（屋内保管）</p> <p>③広島県世羅郡世羅町大字安田字堂風呂 1002-22、200 m<sup>2</sup>、がれき類、208.33 m<sup>3</sup>（屋内保管）</p> <p>④広島県世羅郡世羅町大字安田字堂風呂 1002-22、1002-27、94.4 m<sup>2</sup>、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、236 m<sup>3</sup>（屋内保管）</p> <p>⑤広島県世羅郡世羅町大字安田字堂風呂 1002-22、1002-27、152.28 m<sup>2</sup>、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、380.7 m<sup>3</sup>（屋内保管）</p>	令和5年 10月13日	令和10年 10月12日
岡山県	産業廃棄物収集運搬業許可証	第3303009712号	<p>&lt;事業の区分&gt; 収集運搬（積替え・保管は含まない）</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず、（がれき類を除く）・陶磁器くず、がれき類（これらのうち自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む）</p>	令和4年 12月2日	令和9年 12月1日
愛媛県	産業廃棄物収集運搬業許可証	第3806009712号	<p>&lt;事業の区分&gt; 収集運搬（積替え又は保管行為を含む）</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; 汚泥（無機性汚泥に限る）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）</p> <p>[積替え・保管を含む] 廃プラスチック類、木くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず」</p> <p>{所在地、面積、保管上限}</p> <p>①愛媛県西条市今在家 1077-3、157.5 m<sup>2</sup>、630 m<sup>3</sup></p> <p>②愛媛県西条市今在家 1077-3、180 m<sup>2</sup>、720 m<sup>3</sup></p>	令和5年 8月29日	令和10年 8月28日

管轄	種類	許可番号	事業の範囲	許可年月日	有効年月日
山口県	産業廃棄物収集運搬業許可証	第03500009712号	<p>&lt;事業の区分&gt; 収集運搬（積替え・保管は含まない）</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く）、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く）</p>	令和2年 11月7日	令和7年 11月6日
島根県	産業廃棄物収集運搬業許可証	第3200009712号	<p>&lt;事業の区分&gt; 収集運搬（積替え・保管は含まない）</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（自動車等破砕物を除く）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類 いずれも、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く</p>	令和5年 2月18日	令和10年 2月17日
鳥取県	産業廃棄物収集運搬業許可証	第03104009712号	<p>&lt;事業の区分&gt; 収集運搬（積替え・保管は含まない）</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（廃プラスチック類、がれき類にあっては、石綿含有産業廃棄物であるものを含む） いずれも、特別管理産業廃棄物であるものを除く</p>	令和4年 8月29日	令和9年 8月28日
千葉県	産業廃棄物収集運搬業許可証	第001200009712号	<p>&lt;事業の区分&gt; 収集運搬（積替え・保管は含まない）</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、木くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む） これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く</p>	令和6年 11月5日	令和11年 11月4日
広島県	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	第3456009712号	<p>&lt;事業の区分&gt; 収集運搬（積替え・保管は含まない）</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）及び廃石綿等</p>	令和7年 3月22日	令和12年 3月21日
岡山県	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	第3353009713号	<p>&lt;事業の区分&gt; 収集運搬（積替え・保管は含まない）</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; 廃石綿等</p>	令和3年 3月28日	令和8年 3月27日
山口県	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	第03550009712号	<p>&lt;事業の区分&gt; 収集運搬（積替え・保管は含まない）</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; 廃石綿等</p>	令和2年 11月7日	令和7年 11月6日
島根県	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	第3250009712号	<p>&lt;事業の区分&gt; 収集運搬（積替え・保管は含まない）</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; 廃石綿等</p>	令和3年 2月28日	令和8年 2月27日
鳥取県	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	第03154009712号	<p>&lt;事業の区分&gt; 収集運搬（積替え・保管は含まない）</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; 廃石綿等</p>	令和5年 1月11日	令和10年 1月10日
尾道市	一般廃棄物収集運搬業	第57号	<p>&lt;事業の区分&gt; 収集運搬</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; 尾道市内から発生した固形状一般廃棄物（草、木、缶、ビン、ビニール類に限る）</p>	令和7年 4月1日	令和9年 3月31日

管轄	種類	許可番号	事業の範囲	許可年月日	有効年月日
広島県	産業廃棄物処分業許可証	第3446009712号	<p>&lt;事業の区分&gt; 中間処理（天日乾燥、破碎、固化・破碎）、最終処分（埋立て）</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; [天日乾燥] 汚泥（判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く）</p> <p>[破碎] 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、陶磁器くず及びがれき類（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く）</p> <p>[固化・破碎] 汚泥（無機性の建設汚泥であって、土壌の汚染に係る環境基準に適合しているもの限り、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く）</p> <p>[埋立て] 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、陶磁器くず及びがれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く）</p>	令和3年 1月22日	令和8年 1月21日
鳥取県	産業廃棄物処分業許可証	第201300150902号	<p>&lt;事業の区分&gt; 中間処理（破碎）</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類以上2品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）</p> <p>&lt;施設の設置場所&gt; 鳥取県内における建設工事現場又は解体工事現場内（排出事業場に限る。） 施設保管場所：鳥取県米子市兼久697番1</p> <p>&lt;施設の種類の種類&gt; 木くず又はがれき類の破碎施設（移動式）</p>	令和6年 6月11日	令和11年 6月10日
広島市	産業廃棄物処分業許可証	第07320009712号	<p>&lt;事業の区分&gt; 中間処理（破碎）</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち自動車等破砕物、廃容器包装、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く）</p> <p>&lt;施設の設置場所&gt; 広島市内一円（排出事業場の敷地内に限る。） 駐機場所：広島県尾道市美ノ郷町本郷字池田山574-7</p> <p>&lt;構造又は処理方式&gt; 自走式ジョークラッシャー（ZR420JC）</p>	令和4年 1月27日	令和9年 1月26日
尾道市	一般廃棄物処分業	第4号	<p>&lt;処分方法&gt; 破碎処理</p> <p>&lt;廃棄物の種類&gt; 尾道市内から発生した一般廃棄物のうち木くず、廃容器包装プラスチックに限る</p>	令和7年 4月1日	令和9年 3月31日

## 2.5 処理実績

▶ 産業廃棄物処理実績の報告期間（4月～翌3月）に合わせて集計しています。

### (1) 一般廃棄物の収集運搬

廃棄物の種類	収集運搬量 (t)
可燃ごみ	39
合計	39

### (2) 産業廃棄物の収集運搬

廃棄物の種類	収集運搬量 (t)
がれき類	327.73
コンクリート塊	23,526.78
アスファルト	2,036.06
廃石膏ボード	184.97
ガラス・陶磁器くず	9.79
木くず	226.30
廃プラスチック類	194.79
金属くず	33.44
紙くず	8.62
繊維くず	5.45
汚泥	20,458.73
混載	68.84
廃蛍光灯	0.16
廃酸	0.15
石綿含有産廃	308.10
廃石綿（特管）	14.88
合計	47,404.79

### (3) 再生資源の回収・収集等

廃棄物の種類	収集運搬量 (t)
プラスチック	992.31
合計	992.31

### (4) 一般廃棄物の中間処理（すべて再資源化等）

廃棄物の種類	処理方法等	処理量 (t)
生木	破砕	39

廃棄物の種類	処理方法等	処理量 (t)
	合計	39

## (5) 産業廃棄物の中間処理（すべて再資源化等）

廃棄物の種類	処理方法等	処理量 (t)
がれき類	破碎	178.23
コンクリート塊	破碎	15,252.54
アスファルト	破碎	1,091.81
汚泥	天日乾燥	20,464.30
建設混合廃棄物	破碎	18.71
廃石膏ボード	破碎	43.11
木くず	破碎	284.32
廃プラスチック類	破碎	199.68
紙くず	破碎	8.79
繊維くず	破碎	9.38
金属くず	破碎	43.81
ガラス・陶磁器くず	破碎	0.00
	合計	37,594.68

## (6) 産業廃棄物の最終処分

廃棄物の種類	処理方法等	処理量 (t)
がれき類	埋立	15.01
金属くず	埋立	0.00
廃プラスチック類	埋立	3.75
ガラス・陶磁器くず	埋立	12.36
石綿含有産業廃棄物	埋立	183.45
廃石綿（特管）	埋立	0.00
	合計	214.57

## (7) 産業廃棄物の中間処理後の産業廃棄物（すべて再資源化等）

廃棄物の種類	処理方法等	処理量 (t)
がれき類	破碎	178.23
コンクリート塊	破碎	15,252.54
アスファルト	破碎	1,091.81
汚泥	天日乾燥	20,261.55
建設混合廃棄物	破碎	18.71
廃石膏ボード	破碎	43.11
木くず	破碎	284.32
廃プラスチック類	破碎	199.68
紙くず	破碎	8.79
繊維くず	破碎	9.38
金属くず	破碎	43.81
ガラス・陶磁器くず	破碎	0.00
	合計	37,391.93

注) (5) 産業廃棄物の中間処理の処理量と本項の処分量の差は、汚泥の天日乾燥の水分量です。

## (8) 再生資源の再資源化等

廃棄物の種類	処理方法等	処理量 (t)
プラスチック	破碎	992.31
	合計	992.31

## 2.6 建設現場から排出された産業廃棄物

廃棄物の種類	処理方法等	処理量 (t)
コンクリート塊	破碎 (再資源化)	0.33
木くず	破碎 (再資源化)	0.00
廃プラスチック類	破碎 (再資源化)	0.00
廃プラスチック類	埋立	0.63
金属くず	破碎 (再資源化)	10.39
安定型石綿含有産業廃棄物	埋立	0.00
繊維くず	破碎 (再資源化)	0.00
廃石膏ボード	破碎 (再資源化)	0.00
その他がれき類	破碎 (再資源化)	0.00
紙くず	破碎 (再資源化)	0.00
再資源化量	合計	10.72
内最終処分 (埋立) 量	合計	0.63

### 3 環境経営方針

弊社は、昭和 43 年に、とび土木工事業を主体として事業を開始しました。昭和 61 年からは産業廃棄物処理業を開始し、平成 6 年に藤蔦工業株式会社として組織変更しました。

「資源を再利用し、環境保全に貢献する」「地域の発展と共に歩む」をスローガンに、全社員一丸となり、地球環境の保全と地域への貢献に取り組み、環境経営の継続的な改善に努めます。

#### <環境保全への行動指針>

1. 環境関連法規制、及び当社が約束したことを遵守します。
2. 創意工夫による省エネルギーにより、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
3. 適切な分別、処理、利用により、廃棄物の発生抑制に努めます。
4. 適正な利用により、水使用量の削減に努めます。
5. 建築廃材と廃プラスチックを中心としたリサイクル事業の強化に努めます。

制定日：2008 年 05 月 01 日

最終改訂日：2023 年 06 月 02 日

藤蔦工業株式会社

代表取締役

藤原 健司

## 4 環境経営目標と環境経営計画及びその実績、取組結果、評価

▶ 2024 年度（2023 年 11 月～2024 年 10 月）の環境経営目標及び環境経営計画の実績、取組結果とその評価、次年度の取組計画は、以下のとおりです。

環境経営目標	環境経営計画	計画の実施
実績	取組結果と評価	次年度の取組計画
<p>① 電気使用量の削減</p> <p>2023 年度△1% 299 MWh</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ エアコンを適切な温度に設定する（冷房 28 度、暖房 20 度）</li> <li>▶ 部屋が無人になる場合や昼休憩時間に消灯する</li> <li>▶ 必要ないときのスイッチストップを徹底する</li> <li>▶ 処理施設の機械類（破碎機等）を適切にメンテナンスする</li> <li>▶ 排出者に対して分別の徹底をお願いする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 実施しました</li> <li>▶ 実施しました</li> <li>▶ 実施しました</li> <li>▶ 実施しました</li> </ul>
<p>274 MWh</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 夏場以外は順調で、目標を達成できました</li> <li>▶ 前年から 10%削減しました</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 継続して取り組みます</li> </ul>
<p>②化石燃料使用量の削減</p> <p>2023 年度△1% 514 kL</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ エコドライブ（急加速、冷暖房の抑制）を心がける</li> <li>▶ 必要ないときのエンジンをストップを徹底する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 実施しました</li> <li>▶ 実施しました</li> </ul>
<p>386 kL</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ エコドライブ運動の展開、エンジンをストップの取り組みにより、目標を達成できました</li> <li>▶ 前年から 35%削減しました</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 継続して取り組みます</li> </ul>
<p>③二酸化炭素排出量の削減</p> <p>2023 年度△1% 1,500 t-CO<sub>2</sub></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 低回転（80%）での運転を心がける</li> <li>▶ 必要ないときのスイッチ・エンジンをストップを徹底する</li> <li>▶ 元請けの二酸化炭素排出量削減活動に参加する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 実施しました</li> <li>▶ 実施しました</li> <li>▶ 実施しました</li> </ul>
<p>1,150 t-CO<sub>2</sub></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 取り組みは順調で、目標を達成できました</li> <li>▶ 前年から 32%削減しました</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 継続して取り組みます</li> </ul>
<p>④水使用量の削減</p> <p>2023 年度△1% 1,220 m<sup>3</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 節水運動を啓発する</li> <li>▶ ペットボトルの破碎・減容機は、洗浄水を循環して使用する</li> <li>▶ 少量の水で散水できる設備を備える</li> <li>▶ 元請けの節水活動に参加する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 実施しました</li> <li>▶ 実施しました</li> <li>▶ 実施しました</li> <li>▶ 実施しました</li> </ul>
<p>1,008 m<sup>3</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 節水活動の取り組みにより、目標を達成できました</li> <li>▶ 前年から 22%削減しました</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 継続して取り組みます</li> </ul>

環境経営目標	環境経営計画	計画の実施
実績	取組結果と評価	次年度の取組計画
⑤コピー用紙購入量の削減  2023 年度△1% 366 kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 両面印刷を徹底し、使用可能なら裏紙を使用する</li> <li>▶ LINE やメール、パソコンを活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 実施しました</li> <li>▶ 実施しました</li> </ul>
190 kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 裏紙使用、LINE・メール・パソコン等の活用の取組みにより、目標を達成できました</li> <li>▶ 前年から 95%削減しました</li> </ul>	▶ 継続して取り組みます
⑥プラスチック仕入れ量の増加  2023 年度+1% 690 t	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 愛媛リサイクルセンター、倉敷リサイクルセンターを活用する</li> </ul>	▶ 実施しました
774 t	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 昨年度より売却額等の市場の状況も良く、目標を達成できました</li> <li>▶ 前年から 13%増加しました</li> </ul>	▶ 継続して取り組みます

## 5 中期環境経営目標

### (1) 環境経営目標

2025 年度～2027 年度の中期目標

キーワード	環境経営目標	基準年度 基準値	2025 年度 目標	2026 年度 目標	2027 年度 目標
二酸化炭素排出量の削減	電気使用量の削減	2023 年度 302 MWh	△2% 296 MWh	△3% 293 MWh	△4% 290 MWh
	化石燃料使用量の削減	2023 年度 520 kL	△2% 510 kL	△3% 500 kL	△4% 500 kL
	二酸化炭素排出量の削減 <small>注 1)</small>	2023 年度 1,514 t-CO <sub>2</sub>	△2% 1,480 t-CO <sub>2</sub>	△3% 1,470 t-CO <sub>2</sub>	△4% 1,450 t-CO <sub>2</sub>
水使用量の削減	水使用量の削減	2023 年度 1,231 m <sup>3</sup>	△2% 1,210 m <sup>3</sup>	△3% 1,190 m <sup>3</sup>	△4% 1,180 m <sup>3</sup>
廃棄物の発生抑制	コピー用紙購入量の削減	2023 年度 370 kg	△2% 363 kg	△3% 359 kg	△4% 355 kg
リサイクル事業の強化	プラスチック仕入れ量の増加	2023 年度 686 t	+2% 700 t	+3% 710 t	+4% 710 t
化学物質の適正管理	化学物質の適正管理	—	化学物質使用量の把握	化学物質使用量の把握	化学物質使用量の把握

▶ 注 1) 二酸化炭素排出量の電力の排出係数は、「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）」（-R1 年度実績- R3.1.7 環境省・経済産業省公表）の中国電力の値（0.585 kg-CO<sub>2</sub>/kWh）を使用します。

## 6 環境保全への取り組み

### (1) とび・土工部門

項目	具体的な取り組み
省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 重機は技術があれば、低回転（＝省エネ）で運転しても作業ができます。低回転で運転できる技術を全作業員が身につけています。</li> <li>▶ 必要ないときのスイッチ・エンジンストップを徹底しています。</li> </ul>
節水	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 解体工事では散水が必要な現場がありますが、少量の水で散水できる設備を備えています。</li> </ul>
専門的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ほとんどの建築廃材は自社で処理できるので、素材ごとの分別を徹底し、法令に遵守したりサイクル処理を実施しています。</li> </ul>

### (2) 廃棄物処理部門

項目	具体的な取り組み
省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 必要ないときのスイッチ・エンジンストップを徹底しています。</li> </ul>
節水	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 弊社独自のペットボトルの破碎・減容機（MRC-5D-100）は、洗浄水を循環して使用するの、水をほとんど使用しません。</li> </ul>
専門的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ほとんどの建築廃材は自社で処理できるので、素材ごとの分別を徹底し、法令に遵守したりサイクル処理を実施しています。</li> <li>▶ 廃プラスチックは、破碎しないほうがリサイクルし易く、また破碎機の電力も使用しないのでエコロジーです。弊社では排出者の協力も得て、分別を徹底し、より効率的にリサイクルできる仕組みを構築しています。</li> <li>▶ 弊社独自開発の破碎・減容機（MRC-5D-100）を用いることで、フタやラベルが付いたままのペットボトルを自動で選別・減容できます。</li> <li>▶ 排出者に対して分別の徹底をお願いし、リサイクル率の向上とコスト削減に取り組んでいます。</li> <li>▶ 各処理施設の機械類（破碎機・固化施設等）は、ほとんどが自社で組み立てたものなので、保守・メンテナンスも自社で定期的に行なっています。</li> <li>▶ マテリアルリサイクルできない廃プラスチックをRPF（Refuse Paper &amp; Plastic Fuel）として、サーマルリサイクルすることを検討中です。</li> </ul>

### (3) その他

- ▶ 弊社の社員がボランティアで、美ノ郷リサイクルセンター周辺に不法投棄されているゴミの回収や草刈りを実施しました。
- ▶ 美ノ郷リサイクルセンター周辺の緑化に取り組んでいます。

## 7 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

- ▶ 環境関連法規等の遵守状況の定期評価の結果、逸脱はありませんでした。
- ▶ 過去3年間にわたって違反や訴訟もありません。
- ▶ 弊社の事業に適用される環境関連法規等は、下記のとおりです。

適用される法規	要求事項	遵守評価
廃棄物処理法 (収集運搬)	許可(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類、廃石綿)の確認、契約の実施、マニフェスト管理、処理実績報告書の提出等	○
廃棄物処理法 (処分)	許可(汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類、廃石膏ボード)の確認、契約の実施、マニフェスト管理、処理実績報告書の提出等	○
廃棄物処理法 (排出者)	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出	○
建設リサイクル法	着工7日前までに県知事へ届出、分別解体で発生した特定建築資材廃棄物の再資源化、再資源化完了時に発注者へ書面で報告、建設業許可証の期限確認等	○
騒音規制法	特定施設の届出、特定工事の届出等	該当なし
振動規制法	特定施設の届出、特定工事の届出等	該当なし
大気汚染防止法	特定工事の届出等、建築物の解体等の石綿の飛散防止対策、作業記録の作成、保存	○
フロン排出抑制法	フロンの適切な廃棄(指定業者への委託)、定期点検の実施、簡易定期点検の実施、機器の廃棄後3年間は点検記録簿を保管	○
化学物質排出把握 管理促進法	該当なし(固化剤はカルシウム系無機物なので該当しない)	該当なし
浄化槽法	浄化槽の維持管理、法定点検等	○
自主規制	重機の点検、最終処分場の検査(美ノ郷リサイクルセンター)	○

## 8 代表者による全体評価と見直し・指示

- ▶ 広島県登録リサイクル商品である「エコ RC40」や、独自のプラスチック処理施設等の開発など環境活動に取り組んでおりました。これからも、より一層「資源を再利用し、環境保全に貢献する」、「地域の発展と共に歩む」に、全社員一丸となり取り組んでまいります。
- ▶ とび・土工部門においても、省エネ技術の向上や節水、及びそのアピールに取り組んでまいります。
- ▶ 環境経営システムの有効性について
  - ▶ 環境経営システムは有効で、環境への取り組みは適切でした。
  - ▶ 環境経営方針は2023年6月に変更しており、今年に変更の必要はありませんでした。
  - ▶ 実施体制の変更は必要ありませんでした。

以上